

会社の情報資産を守る！

経営者のための情報セキュリティ対策講座

日時 平成28年 **12月8日(木)** 13:30~17:00

会場 広島商工会議所 2階 202号室
広島市中区基町5-44 ※駐車場・駐輪場はありません。

対象 経営者、管理職、情報担当者など

参加料 会員(広島商工会議所) 5,140円、一般 10,280円
※テキスト代・消費税を含みます。

申込方法

参加申込書によりFAXまたは郵送にてお申込みください。講座実施日の2週間前より順次、受講証と請求書を参加者にお送りいたします。ご送付いたします請求書及び振込用紙により、指定期日までに本所あて参加料をお振込みください。※会場定員数に到達次第、申込受付を終了いたしますので、お早めにお申込みください。

講師

牛島総合法律事務所

弁護士

影島 広泰 氏



◆プロフィール◆

1998年一橋大学法学部卒業。2003年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。ITシステム・ソフトウェアの開発・運用、個人情報・プライバシー、ネット上のサービスや紛争に関する案件を中心に、企業法務の第一線で活躍している。わかりやすく、ポイントを押さえた指導・解説には定評がある。日本経済新聞社「企業が選ぶ弁護士ランキング」2015年情報管理部門において、企業が選ぶランキング3位、総合ランキング2位。情報化推進国民会議委員。

お問合せ・お申込先

広島商工会議所 中小企業振興部 人材開発チーム 沼田
〒730-8510 広島市中区基町5-44
TEL(082)222-6691 FAX(082)222-6006
E-mail:hiroshima@hiroshimacci.or.jp

1. 情報セキュリティと経営

- (1)情報セキュリティの法体系と会社が備えるべき体制
- (2)経営者に求められる役割と責任
 - ・サイバーセキュリティ経営ガイドライン
- (3)情報漏洩が発生した際に会社・取締役が追うリスク
 - ・260億円の株主代表訴訟の衝撃
- (4)情報セキュリティをめぐる近時の動き・各種ガイドライン

2. 個人情報の保護と漏洩リスク

- (1)個人情報保護法の基礎・会社が負う5つの義務
- (2)会社が講ずる義務がある「安全管理措置」とは
 - ①従業員の責任と権限を定め、規程や手順を整備運用する義務(組織的安全管理措置)
 - ②従業員の教育・訓練などの義務(人的安全管理措置)
 - ③入退室の管理、盗難の防止等の義務(物理的安全管理措置)
 - ④アクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視など(技術的安全管理措置)
- (3)委託先の監督として何をすべきか
- (4)罰則・違反した場合に会社に課せられる罰則とは

3. 営業秘密・ノウハウの保護

- (1)不正競争防止法の基礎
 - ・営業秘密・ノウハウは、法律上、どのように保護されているのか
 - ・転職者が顧客リストを持ってきたら?
- (2)営業秘密管理指針 (3)秘密情報の保護ハンドブック
- (4)罰則・違反した場合に会社に課せられる罰則とは

4. サイバー攻撃のリスク

- (1)猛威を振るう標的型メール攻撃
 - ・どんな会社にも届いている標的型メール
 - ・会社として何をすべきか
- (2)IT統制
 - ・「業務処理統制」と「全般統制」について、取締役として何をすべきなのか
- (3)有価証券報告書における情報セキュリティリスクの記載
 - ・記載している企業の割合や傾向
- (4)クラウドの利用・クラウドは使っても大丈夫か?

5. インターネットでの炎上のリスク

- (1)従業員が不適切な投稿をしたら?
- (2)何に気をつけるべきか
- (3)炎上してしまったら、最初に何をすべきか
- (4)情報漏洩した場合の対応

6. 事例で考える実務対応

- ・経営者はどのように行動すべきだったか
- ・教訓と、今すぐ反映できる対応策
- ①大手通信教育事業者の事例
- ②日本年金機構の事例 ③大手旅行代理店の事例

FAX 082-222-6006 経営者のための情報セキュリティ対策講座 参加申込書

会社	名称			
	所在地	〒 -		
	TEL	() -	FAX	() -
	ご担当	※ご記入がない場合、参加者に受講票・請求書を発送いたします		
	業種			
備考	会員(広島商工会議所) ・ 一般(該当を○印)			

氏名	所属部署	役職
参加料(@ 円) × (名) = (¥ 円)		

※本申込書にご記入いただきました情報は、本事業における本人確認、参加者名簿・参加料請求書・受講証の作成、本所からの各種連絡・情報提供のために使用いたします(DM)